【全文】
香川県東讃保健所収容猫殺処分についての意見及び要望について

平成25年6月24日付けで要望のあった標記のことについて、お答えします。

1. 今回処分された猫は、6月12日に東讃保健所で引き取られた後、収容期限である18日まで香川県動物管理指導所で飼養管理されていましたが、飼い主に返還することができず、19日に処分されたものです。
   対応した職員に確認したところ、処分日を21日と思い込んでいたため、収容 施設に確認をせず、保管期間の延長についての連絡もしておりませんでした。結果として、間違った情報を提供してしまい、また、尊い命を救おうとする善意にお応えすることができず、深く反省しております。

2. 今後、このようなミスが発生することのないよう、犬や猫の処分に際しては、担当者間で再確認を行う体制に改善しました。

3. 飼い主がいると思われる犬や猫については、飼い主の方が探されていることから、その犬や猫の情報を県のホームページで公開するとともに、収容期間についても延長するよう努めてまいります。

4. 保健所が所有者の分からない犬猫を引き取った場合には、その犬や猫の情報を３日間公示することとしており、公示期限を一日経過しても飼い主に引き取られないときは、処分することができると、県条例で定めています。
   保健所での実際の運用は、１週間程度の収容期間としていますが、飼い主からの問い合わせのないまま処分される犬猫も多いことから、今後、他県の状況等も参考に、収容期限のあり方も検討してまいります。

5. この度の件につきましては、多くの方からご心配いただき、知事や東讃保健福祉事務所にメールが寄せられています。メールに対しましては、お一人おひとりに返信いたします。

6. 猫を救うため、多くの方が新しい飼い主探しにご尽力されていたにもかかわらず、職員間の連絡確認体制が不十分であったため、このような、不幸な結果になったことについて心からお詫び申し上げます。
   また、今回の件で心からご心配いただき、メールを寄せていただいた方にも、お一人おひとりに返信させていただき、謝罪の気持ちをお伝えしたいと考えております。
   なお、掲載のご了解をいただけた方の知事へのメールにつきしては、県のホームページに掲載してきております

以　上